

さ情審査答申第 7 号
平成15年1月24日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成14年3月7日付けで貴職から受けた、市が収受した「市総合振興計画策定市民懇話会の会員へ交通費を支払わないこととした意思決定過程の分かるもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の非公開決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第11条第2項の規定により、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成14年2月1日付けさ政企収第300号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 市総合振興計画は市政運営の最も基本的かつ重要なものであり、同計画の一部を構成する「基本構想」は法定計画であり、このように高度の重要性をもつ計画の策定に当たって市民意見の反映のために設置された市総合振興計画策定市民懇話会(以下「市民懇話会」という。)の存在は、大変重要なものと位置付けることができるはずであり、そのような重要な市民懇話会の会員に対して、市として経費面でどのように対応、処遇するかは重要事項であり、対象文書として何も該当しないということは

考えられない。

- (2) 関係書類の慎重な検索をし、対象文書を適切に特定し、公開決定をする義務がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 市民懇話会は、市総合振興計画の策定に当たり、地区の特色あるまちづくりや、そのために必要な模索、市の目指すべき方向等の市民意見を計画内容に反映するために設置したものである。
- 2 市民懇話会の参加者を募集するに当たり、市総合振興計画の担当者による内部会議を開催し、募集案内の掲載内容について打ち合わせを行った中で、会員は、まちづくりボランティアとしての参加をお願いすることとし、交通費等の支払は行わないことで決定した。この会議については、口頭により行ったもので、会議資料及び会議録については作成していない。
- 3 市民懇話会全体会（第1回）において、会員には、ボランティアでの参加である旨を説明し、会員は、無償であるということは理解している。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、本件対象行政情報の公開請求に対する非公開決定の取消しを求めるもので、その理由の要点は、市政運営の最も基本的かつ重要な市総合振興計画の策定に当たって、市民意見の反映のため設置された市民懇話会の存在は、重要なものと位置付けることができ、その構成員たる会員に対して、市として経費面でどのように対応、処置するかは重要事項であると考えられるところ、対象文書として何も存在しないということは、到底考えられないということである。
- 2 市民懇話会は、さいたま市総合振興計画市民懇話会設置要綱（平成13年12月13日市長決裁。以下「設置要綱」という。）に基づき設置されたもので、市民参画を進める市政の一環としての位置付けであると考えられる。
- 3 市民懇話会は、さいたま市総合振興計画審議会が地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関としての性格を有し、条例に基づき設置されたものとは、法的性格、位置付けを異にするものである。

同審議会の構成員である委員が、さいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第37号）

の適用を受け、所定の報酬及び費用弁償の支給を受けることができる（市には支給義務がある。）のに対し、市民懇話会の会員は、同条例に規定する特別職の非常勤職員に該当せず、同条例の適用を受ける法的地位にないもので、当該報酬及び費用弁償の支給を受けることはできない。

市民懇話会の会員に対し、予算措置を講じて、報酬及び費用弁償に代わる謝金や交通費を支給するかどうかは任意であり、実施機関の裁量に属する事項と解される。

- 4 実施機関の説明によると、市民懇話会の会員については、まちづくりボランティアとして参画することを基本とし、交通費等の予算措置もなされていないということであり、市民懇話会の参加者（会員）を募集するに当たり、開催された実施機関の内部会議（平成13年10月開催）においては、そのことが確認されている。

また、平成14年1月12日に開催された市民懇話会全体会（第1回）においても、実施機関がその旨を説明し、了承を得ているとのことである。同全体会には、異議申立人も会員の一人として出席しており、当該情報を知り得る状態にあったことが容易に推認できるのである。

なお、同全体会の会議録には、同説明の記録はない。

- 5 前記の内部会議は、実施機関の説明によると、口頭により行われ、会議資料及び会議録については、作成していないとのことであり、また、市民懇話会の会員がまちづくりボランティアとして参加することについては、内部会議を主宰した企画調整課長から所轄の総合政策部長に口頭で報告し、了承を得ているとのことである。
- 6 一般的にいつて、地方自治体等において、いわゆる市民参加の手段として広く採られている設置要綱等に基づき設置される懇話会等については、目的、所掌事項の内容や性格（専門技術性）、設置期間、構成員の数、開催回数等においていろいろなものがあり、当該構成員に対し、交通費等の支給をするかどうかは、それらを総合的に勘案し、ケース・バイ・ケースで実施機関が決定しているのが通例である。

市においても、同様であり、明文の規定による基準も存在しないことが認められる。また、市民懇話会の参加者（会員）を募集するに当たり、実施機関が作成した募集案内や応募者の中から参加者（会員）を決定した際の起案書（平成13年12月13日市長決裁）においても交通費等の支給については触れていない。

- 7 設置要綱上交通費等を支給する明文の規定もなく、予算措置もない以上、実施機関としては、もともと交通費不支給の意思決定をするまでもないところ、上記内部会議ではこれを確認し、より適正かつ確実な事務の進捗を

図ったものと思われる。

なお、これら交通費等を支給するかどうかの実施機関の判断については、その当否を当審査会が言及する権限はないものと解する。

- 8 以上述べたとおり、市民懇話会の会員に対し、交通費等を支給しないことを実施機関が決定したこと又はそれを確認したこと、そしてまた、そのことを市民懇話会全体会において説明し、了解を得たことは、いずれも口頭で行われ、記録や資料もないことが認められ、かつ、参加者募集、設置要綱、構成員（会員）の決定等に係る起案書にも当該事項の記載がないことが認められ、したがって、本件対象行政情報は存在しないので、本件処分は妥当であるとの結論に達したところである。
- 9 よって、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 3月 7日	諮問の受理
②	同 年 3月29日	実施機関から理由説明書を收受
③	同 年 10月17日	審議
④	同 年 11月21日	審議
⑤	同 年 12月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	平成15年 1月16日	審議